

バス路線の休廃止に係る手続きの改正について

1 理由

バス路線の休廃止に係る手続きは、本会の前々身である三重県生活交通確保対策協議会において、市町及びバス事業者とともに作業部会を設置し、全市町から意見を聴取した上で、平成29年1月に定めたものです。

今般の改正は、昨年6月に開催された令和7年度第1回三重県地域公共交通協議会通常総会において規約が改正され、バス路線の休廃止手続きに関する「生活交通確保対策部会」及び「地域幹事会」が、「バス専門部会」及び「地域バス部会」に改組されたことに伴い、組織の名称について更新を行う必要が生じたため実施するものです。

2 内容

バス路線の休廃止手続きに関する組織の名称について、現行の規約に合わせて更新を行うとともに、手続きの流れがよりわかりやすいものとなるよう、文言の整理を行います。なお、バス路線の休廃止に係る手続き自体に変更はありません。

3 施行日

議決の日から施行

バス路線の休廃止に係る手続きについて

令和8年1月15日改正
三重県地域公共交通協議会バス専門部会

1 地域バス部会における利用状況の共有等

原則、毎年2月に地域バス部会を開催し、各地域の路線バスの利用状況等を共有するとともに、生産性向上の取組等について意見交換を行う。

また、特段の理由がある場合を除き、バス事業者は、地域バス部会において、対策を講じなければ2年以上存続させることが困難と見込まれる路線を「要対策路線」として報告する。

2 利用促進等対策検討会議における対策の検討

要対策路線のうち、地域間幹線系統及び複数の市町に跨る路線については、関係市町、バス事業者、県、及び必要に応じて運輸支局を加えて構成する「利用促進等対策検討会議」を設置し、以下のとおり、利用促進等の対策について検討するとともに、休廃止への対応について合意形成を図り、その状況を適宜バス専門部会に報告する。

なお、単一の市町内で完結する路線については、当該市町とバス事業者において適切な対策を講じる。

- (1) 市町は、要対策路線の利用状況等について、市町広報、回覧板等を通じ、住民に周知するとともに、改善目標を設定して利用促進に取り組む。利用促進に取り組む期間は、1年以上確保するよう努める。
- (2) 利用促進の取組を検証し、目標を達成するなどの改善が見られた場合、当該路線は存続するものとする。
- (3) 利用促進の取組を実施してもなお利用状況の改善が見られず、バス事業者による存続が困難な場合、市町は、代替手段について検討を行う。
- (4) バス事業者は、(1)の利用促進及び(3)の代替手段について、十分な検討を行うことができるよう協力する。
- (5) 県は、対策に必要な情報の提供及び調整を行う。

3 バス専門部会における休廃止手続き

バス路線の休廃止について、利用促進等対策検討会議において合意に至った場合、バス事業者は、以下のとおり、バス専門部会長に対しバス路線の休廃止の申し出を行う。

- (1) 休廃止の時期は、原則3月または9月とし、当該申し出は、利用促進等対策検討会議において別に合意があった場合を除き、原則6か月前に行う。
- (2) 休廃止の申し出があった場合、バス専門部会長は、関係市町長あてにその旨通知するとともに、2か月程度期間を設けて意見照会を行う。

(3) バス専門部会を開催し、当該路線の休廃止について協議する。その際、市町長の意見を尊重する。

4 本手続きを経ずに休廃止の届出を行った場合の取扱い

バス事業者は、本手続きを経ることなく、道路運送法等に定めるところにより、国土交通大臣に路線の休廃止を届け出た場合は、その内容をバス専門部会に報告する。

バス路線の休廃止に係る手続きについて

平成 29 年 1 月 10 日

三重県生活交通確保対策協議会

三重県生活交通確保対策協議会(以下「協議会」という。)におけるバス路線の休廃止に係る手続きについては以下のとおりとする。

なお、協議会におけるバス路線の廃止時期は、原則として3月または9月とする。

I バス路線の利用状況の定期的な共有と課題路線の把握

1 地域別ワーキンググループの設置

協議会規約第 20 条第 2 項に定める地域幹事会ごとに、当該地域内のバス路線の状況について情報を共有するために、地域別ワーキンググループを設置する。

(1)メンバー

県、協議会規約別表3(第 20 条関係)に掲げる地域幹事会の地域の市町(三重県内に限る。)及び関係バス事業者の担当者とする。

(2)会議の開催

会議は年 1 回2月(原則)に地域ごとに開催するものとする。

(3)内容

- ① バス事業者は当該地域内の路線バスについて、別紙「路線の状況シート」に準ずる内容の情報を示し、地域内のバス交通の現状を話し合うことで、市町及び県と必要な情報を共有する。
- ② その際に、バス事業者は、複数年にわたって利用状況が悪く、路線維持のための何らかの対策を講じなければ2年以上(「特段の理由」がある場合を除く。)存続させることが困難と見込まれる路線について、路線名をワーキンググループに報告する。
 - ・当該路線のうち、地域間幹線系統及び複数の市町に跨る路線を「利用促進対策路線」(以下「対策路線」という。)として、別途、「検討路線関係者会議」(以下「関係者会議」という。)を立ち上げて、対策に着手する。
 - ・単一の市町内で完結する路線については、当該市町とバス事業者で適切な対策を講じる。

II 利用促進対策路線が生じた場合の対応

1 検討路線関係者会議での方針の共有及び検証

- (1)バス事業者が申し出た「対策路線」について、利用促進等今後の方針を検討するため、該当市町、バス事業者及び県による「関係者会議」を開催する。(必要に応じて運輸支局等、関係機関を加える。)
- (2)県及び市町は、バス事業者から「対策路線」の利用状況等、対策の検討に必要な詳細情報の提供を受け、「対策路線」の現状を把握するとともに、三者で「対策路線」の利用促進策など路線対策の方針を共有する。
- (3)関係者会議では、方針に基づく対策の進捗状況等を共有し、協議会に報告するとともに、次項に定める路線対策の成果等を検証し、「対策路線」の取扱いについて合意形成を図るものとする。

2 路線対策の進め方

- (1)関係市町は、住民と「対策路線」の利用状況を共有(地域公共交通会議、広報誌、回覧板、CATV 放送等で。)するとともに、バス事業者と協働で改善目標を設定して利用促進策等の対策を講じるものとする。
- (2)利用促進策等の対策を講じる期間は、市町及びバス事業者で協議することとする。(できるだけ早めに着手し、1年以上確保することが望ましい。)
- (3)利用促進の取り組みの結果、改善目標を達成するなどの成果が得られた場合は、対策路線は存続するものとする。
- (4)利用促進策を講じてもなお、利用状況の改善が見られず、バス事業者によるバス路線の維持が見込めない場合は、市町は路線休廃止の受入または代替策等の検討などを行う。
- (5)バス事業者は、(1)の利用促進策、(4)の代替策等の検討が十分可能となるよう、協力するものとする。
- (6)当該バス路線の代替策等、路線の休廃止にかかる方針が固まった時点で、関係者会議で合意を図るものとし、この合意を経て、バス事業者は、協議会の会長に対し、バス路線の休廃止の申し出を行う。申し出を行う時期は、当該バス路線の休廃止の予定の6か月前の9月または3月に行うものとする。ただし、関係者会議で合意が得られた場合は、この限りでない。
- (7)県は、上記路線対策の進め方について、必要な情報の提供及び調整を行うものとする。

3 協議会での取り扱い

- (1)バス事業者から路線の休廃止の申し出(合意形成がなされた路線)があった場合は、会長は、当該路線の関係市町長あて、申し出内容を通知し、期日を決めて(概ね2ヶ月。)市町の対応策を照会するものとする。
- (2)関係市町長は、照会のあった路線に関する対応策を、会長が指示した期日までに報告するものとする。
- (3)市町長の回答を踏まえて、会長は総会を開催し、関係市町及びバス事業者から当該路線への取組結果について説明を受けたのち、当該路線の休廃止について協議を行うものとする。その際は、市町長の意見を尊重するものとする。

4 協議会に諮ることなく路線の休廃止を届けた場合の取扱い

バス事業者は、協議会に諮ることなく、道路運送法等に定めるところにより、国土交通大臣に路線の休廃止を届け出た場合は、その内容を協議会に報告するものとする。